

「第2回 公認会計士制度のに関する懇談会」

—未就職者問題の解決に向けて—

平成22年1月20日

株式会社東京リーガルマインド

【実務従事の要件について】

公認会計士の中核的業務である監査と類似した業務に限定せず、合格者等の活動領域拡大の趣旨を踏まえ、会社規模の緩和、対象業務の拡大を検討して頂きたい。

- ◆ 現在の実務従事は、資本金5億円以上の会社において、一定の業務等を行うことを要件としている。これは、公認会計士が監査人としての職務を行うことを目的とすることを前提とし、監査法人に勤務する場合と同等の要件とするために、「資本金5億円以上の会社で、かつ一定の業務等を行うこと」を要件としている。
- ◆ しかしながら、多くの公認会計士試験の合格者が輩出しており、その全員が監査法人に勤務することができないのが現状である。つまり、以前の合格者数であれば監査法人に勤務することができようが、それを越えた多くの合格者が輩出しているのであるから、被監査会社に類する大会社（資本金5億円以上）ではない会社への実務従事を許容すべきものと考えております。
- ◆ ひるがえって、一昨年の大不況に始まり、現在の日本経済および民主党政権においては、中小企業の助成や地域経済の活性化を目標としており、また失業者・雇用者への援助を拡大しているところである。このような経済不況の状況と政策の動向に鑑みれば、中小企業への実務従事を充実すべきことが、社会的責任と考え、このような見地から、実務従事を許容すべき会社の規模は中小企業基本法を参考にすること、および法人税法の交際費の特例が適用できなくなる会社を参考にすることが一応の目安となる。
- ◆ すなわち、中小企業基本法は、わが国において大企業に比して、国が助成ないし将来の日本経済の成長を鑑みて、特別な制度設計をしている。このような中小企業としての特典を受ける企業を中小企業と定義している。逆に言えば、この中小企業の定義に当てはまらない企業を実務従事の対象企業として位置づけることが考えられる。同法2条においては、製造業等では3億円超、卸売業においては1億円超すなわち、小売業・サービス業においては5,000万円超の資本金の会社を中小企業ではないと定めている。また、法人税法は1億円超の資本金の会社に対して、すべての交際費について法人課税を適用している。
- ◆ このような法制度に鑑み、「資本金1億円超の会社を対象として、財務・会計・経理を中心とした業務に従事すること」を要件とすべきであろう。これによって、公認会計士試験合格者の実務従事への機会は一気に拡大すると思われる。